

令和5年度「神戸市人と猫との共生推進協議会の実施状況報告」について(報告概要)

神戸市人と猫との共生推進協議会 (報告書 p. 2)

令和5年5月10日

「特定非営利活動法人どうぶつ弁護団」が新たに加わり、構成団体が全12団体に

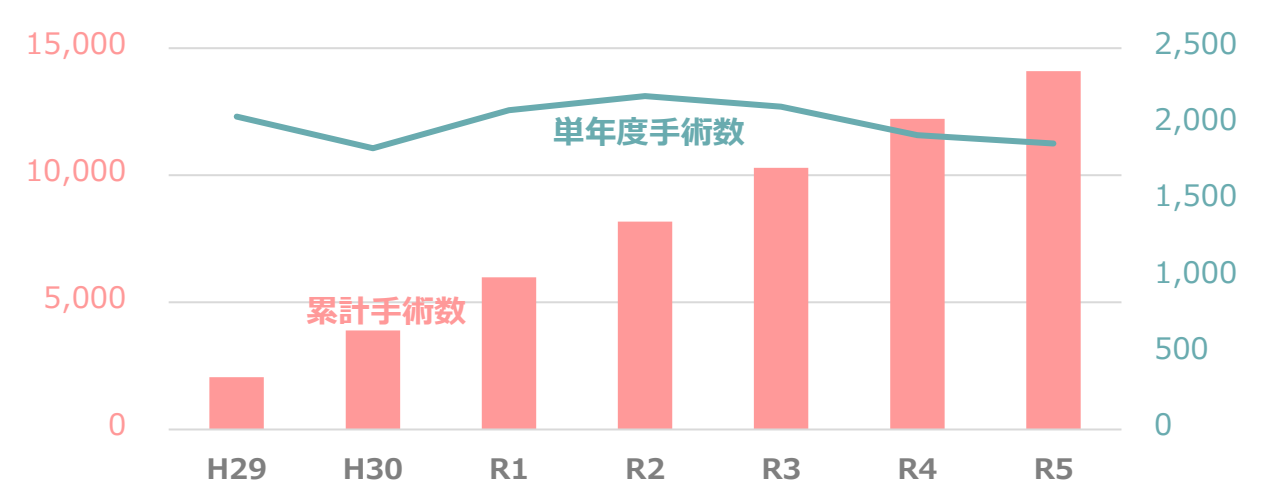
構成団体 (令和6年3月31日時点)

(公社) 神戸市獣医師会	神戸市自治会連絡協議会
(公社) 日本動物福祉協会	(一社) 神戸市婦人団体協議会
(公社) Knots	神戸市商店街連合会
(NPO) 神戸猫ネット	(株) フェリシモ
(株) 神戸新聞社	あいおいニッセイ同和損害保険 (株)
ネスレ日本 (株) ネスレ ピュリナ ペットケア	(NPO) どうぶつ弁護団

繁殖制限事業の結果 (報告書 p. 4~5)

令和5年度 区別手術数

内訳	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
合計	167	33	129	131	190	286	107	501	331	1,875 匹



猫の殺処分数の推移

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
351 匹	225 匹	103 匹	95 匹	62 匹	51 匹	42 匹

（1）地域猫活動の推進

拡充

地域猫活動団体の負担を軽減するため、以下の取組みを開始

- ・不妊去勢手術のための捕獲の際に使用する餌について支給を開始
- ・登録継続の場合に自治会長の承認を省略可能に
- ・年1回の活動状況報告の内容について大幅に簡略化

（2）猫の室内飼い・飼い主のいない猫への餌やりマナーの啓発

拡充

外飼いの猫や野良猫によるフンや鳴き声に関する苦情：283件（R5）

⇒①猫の室内飼いの啓発ポスターを作成

②野良猫への無責任な餌やりマナー啓発看板を作成

これら啓発資材を活用し、猫の適正飼養等について一層の啓発に努めることで、人と猫とが共生する社会の実現を目指す。



①猫の室内飼い啓発ポスター



②適正な猫の餌やり啓発看板

その他必要と認める事業（報告書 p. 8）

（１）TNR 実務者・地域猫活動団体向け研修会の開催

新規

開催日：令和 5 年 10 月 8 日（日曜）

場 所：中央区文化センター

主 催：人と猫との共生推進協議会と公益社団法人神戸市獣医師会の共催

テーマ：「動物をめぐる問題と法律について」

講 師：NPO 法人どうぶつ弁護士団所属の弁護士 2 名（細川弁護士及び岸本弁護士）

内 容：餌やりをしている野良猫が車を傷つけた等のトラブル、動物虐待を見つけた時の対応、多頭飼育崩壊に対する法律的な観点や、動物愛護法改正等

参加者：75 名

※TNR：捕獲器などで野良猫を捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を行い、元の場所に戻す（Return）こと



（２）自治会との懇談会の実施

拡充

①令和 5 年 4 月 19 日（水曜） 北区有馬町

②令和 6 年 1 月 14 日（日曜） 垂水区神和台

懇談会では、地域の方と、地域で地域猫活動をしている方やしたいと考えている方に出席いただき、協議会と市職員が、地域で地域猫活動が理解され円滑に行われるよう、地域猫活動の意義や条例の趣旨等について説明。

参考1 ペットの災害対策

(1) 災害時のペットとの避難ガイドライン策定

令和5年8月 ペットの飼い主の日頃の心構えと避難所でのペット同行避難*の受け入れルールを明確化したガイドラインを策定

※同行避難：避難所等で飼い主とペットが同じスペースで過ごす事ではなく、ペットは避難所の屋内又は屋外の専用の区画で過ごします。ペットは、飼い主同士が協力し、管理していただきます。



(2) 須磨区・東灘区総合防災訓練

ペット連れ無し

令和5年12月3日(日曜) 白川小学校(須磨区)

令和6年2月18日(日曜) 住吉小学校(東灘区)

ガイドラインの紹介及び避難所でのペット飼育等について説明



(3) 災害時のペットとの同行避難シミュレーション

ペット連れあり

令和6年6月16日(日曜) こうべ動物共生センター

実際にペット連れで、同行避難した場合のシミュレーションを実施
神戸市獣医師会による、平時からの健康管理・しつけについての講義



(4) ペット連れでの総合防災訓練(予定)

ペット連れあり

令和6年10月6日(日曜) 板宿小学校(須磨区)

実際にペットを連れてきていただいた上での、ペット同行避難訓練を実施予定
⇒今後、全区の総合防災訓練で、ペット連れでの防災訓練実施を目指していく

参考2 こうべ動物共生センターの魅力化

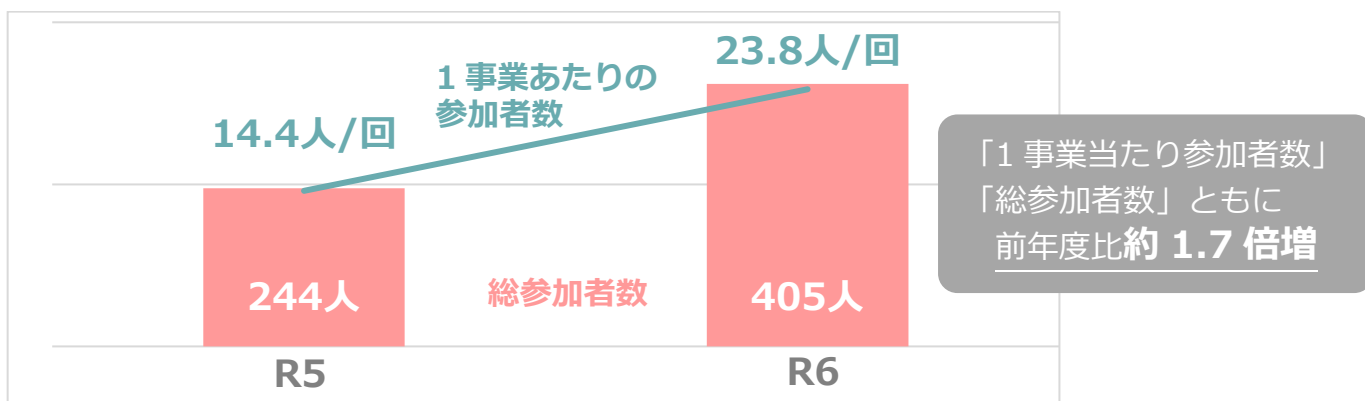
こうべ動物共生センターにより多くの方に来所いただくことで、認知度向上を図り、動物愛護の推進につなげていくため、子供から高齢者まで、ペットを飼っている方も飼っていない方も対象とした、さらに魅力的な事業を展開。

(1) 今年度の主な事業

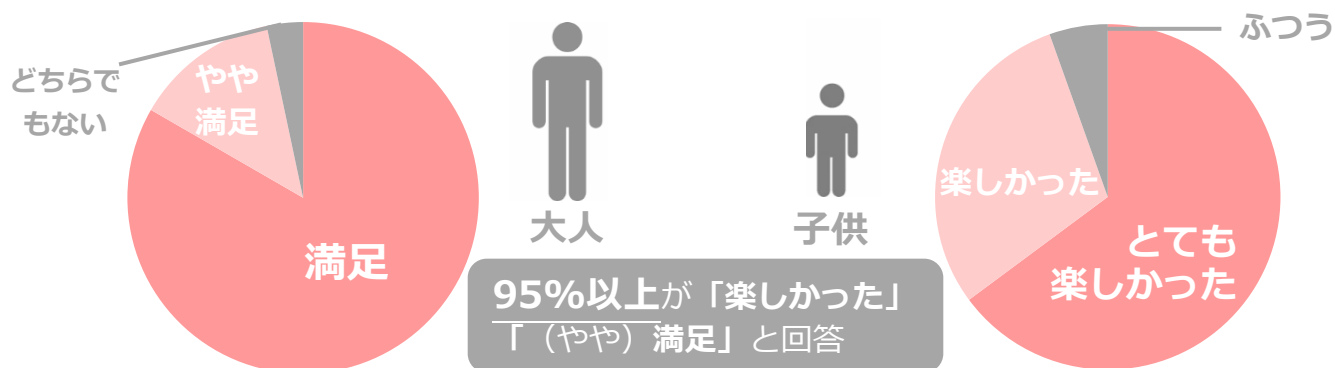
- ・子供対象：サマースクール（犬猫とのふれあいを通じて命の大切さを学ぶ）
- ・高齢者対象：犬猫とのふれあい体験
- ・飼い主対象：老犬と楽しく暮らすためのセミナー
- ・飼っていない方対象：これから犬猫を飼う方向けセミナー
- ・全ての方対象：こうべ動物共生センターフェスティバル、
防災わんにゃんフェスティバル



(2) 教育・啓発事業への参加者数（7月末時点）



(3) 教育・啓発プログラムへの参加者の満足度



(4) 今後の予定

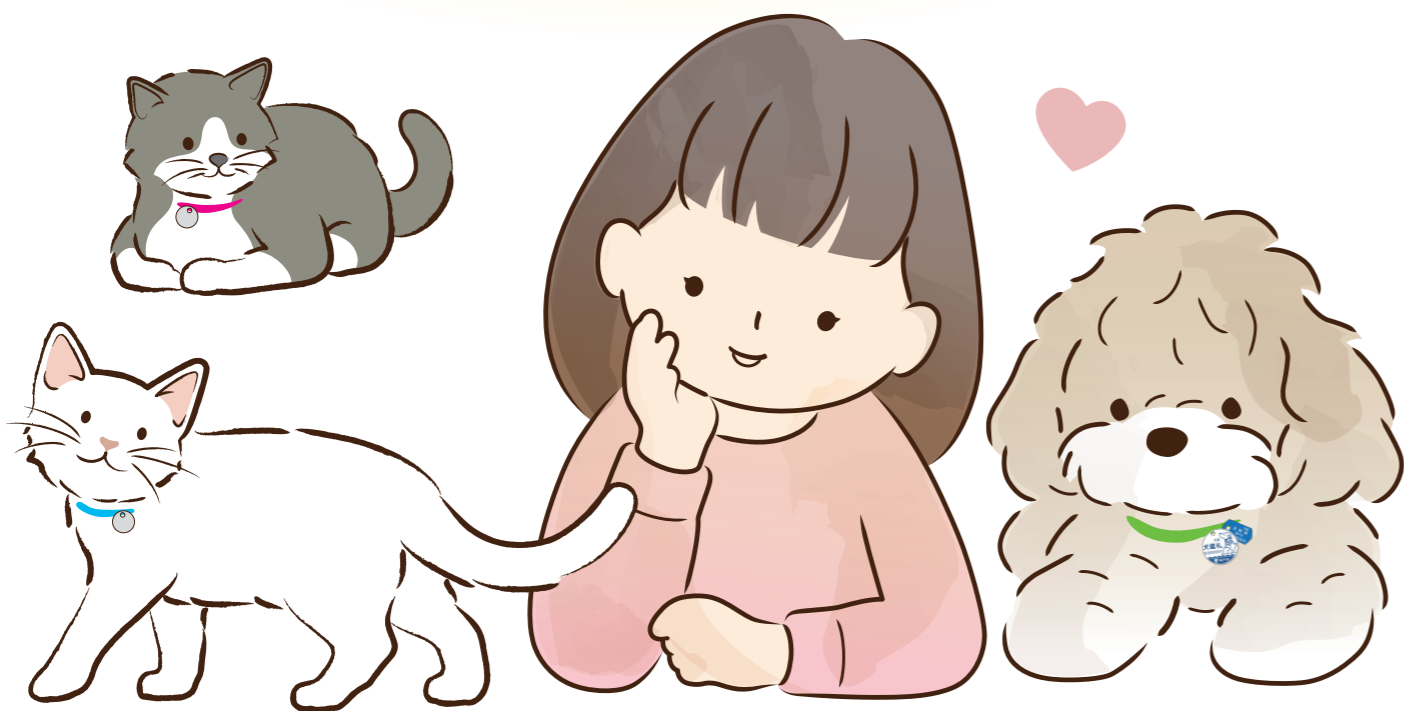
9月初旬からプログラムカレンダーを掲載したポスターについて、動物病院やペット用品を取扱うホームセンター、児童館等に掲示依頼するほか、人と猫との共生推進協議会の参画団体・企業にも周知協力依頼を行い、さらなる周知・認知度アップを図る。

こうべ動物共生センター

Kobe Center for Human-Animal Interaction

しあわせの村内にあるこうべ動物共生センターは、動物関係の公的機関で初めて「共生」と名付けられた、保護動物の譲渡と教育・啓発を行うことを目的とした施設です。

「共生」という言葉には、「人と動物、お互いの関係を大切にし、一緒に暮らしていこう」という思いが込められています。こうべ動物共生センターでは、人と動物の幸せな共生を通じて、「人も動物もずっと一緒に幸せに暮らせるあたたかな神戸市」を実現していきます。



犬猫の新しい飼い主も募集中!

子供からお年寄りまで、
ペットを飼っている方も飼っていない方も楽しめる
動物に関する様々なプログラムを開催!

参加費無料

参加予約方法



こうべ動物共生センターのウェブサイトからご予約ください。
<https://kobe-chai.jp>



2024年度 プログラム カレンダー

日付	プログラム名	内容	参加対象
9月27日 金	犬猫とのふれあい体験(高齢者向け)	犬猫とのふれあいを通じた安らぎ、癒しを体験	65歳以上の方
9月28日 土	こうべ動物共生センターフェスティバル (事前申込不要)	スマホでのペットの写真教室やバックヤード見学&ふれあい体験ツアーなど 犬と一緒に参加できるプログラムもあります	どなたでも
10月6日 日	しあわせの村内ウォークラリー (事前申込不要)	しあわせの村芝生広場から共生センターを目指すウォークラリー 参加賞もあります	どなたでも
10月6日 日	教えて!介助犬	介助犬とふれあい、介助犬の仕事を学びます	どなたでも
10月10日 木	お散歩診断	お散歩の困りごとをプロがアドバイス	飼い主
10月13日 日	子犬のしつけ方相談会	子犬のしつけ方についてのお悩みにお答えします	飼い主
10月14日 月	わんちゃん読書会	犬へ本を読み聞かせることで心の成長を促します	小学生
10月18日 金	楽しくしつけを学ぼう ドッグスポーツにチャレンジ!	音楽に合わせて犬と動くドッグダンスにチャレンジ 初めての方でもしつけを学びながら楽しく参加できます	飼い主
11月3日 日	老犬と楽しく暮らすためのセミナー	老犬との残された時間を明るい気持ちで過ごすための老犬介護の教室です	飼い主
11月10日 日	出張わんちゃん読書会 (「こども本の森神戸」でのプログラム)	犬へ本を読み聞かせることで心の成長を促します ※「こども本の森神戸」への出張プログラム	小学生
11月14日 木	お散歩診断	お散歩の困りごとをプロがアドバイス	飼い主
11月16日 土	オータムスクール(犬猫のお世話体験など)	犬猫とのふれあいを通じてののちの大切さを学びます	小学生
11月22日 金	犬猫とのふれあい体験(高齢者向け)	犬猫とのふれあいを通じた安らぎ、癒しを体験	65歳以上の方
11月23日 土	猫についてもっと知ろう	猫と幸せに暮らすにはどうすればよいのかを考えます 猫に関心のある方はどなたでも参加可能です	どなたでも
11月23日 土	教えて!介助犬	介助犬とふれあい、介助犬の仕事を学びます	どなたでも
12月1日 日	犬とともだちになろう	犬と接しながら犬の気持ちについて学びます	小学生
12月8日 日	獣医師の世界を体験しよう (ペットの健康を守る)	犬や猫などのペットの病気や治療について学びます	小学生
12月21日 土	わんちゃん読書会	犬へ本を読み聞かせることで心の成長を促します	小学生
1月12日 日	獣医師の世界を体験しよう (爬虫類・両生類の生態と飼育)	カメラやへびなどの生態・飼育や外来生物としての生態系への影響を学びます	どなたでも
1月19日 日	わんちゃん読書会	犬へ本を読み聞かせることで心の成長を促します	小学生
1月25日 土	知っていると安心! 犬猫を飼うために知っておきたいこと	犬種、猫種の特性や犬猫を飼ううえで必要な知識などについて獣医師が説明します	どなたでも
1月26日 日	防災わんにゃんフェスティバル (事前申込不要)	オリジナル迷子札づくり、防災セミナー、 ペットとの災害避難マップの表彰や展示など	どなたでも
2月16日 日	獣医師の世界を体験しよう (私たちの暮らしと動物との関わり)	牛や豚が人の暮らしとどのように関わっているかを学びます	小学生
2月24日 月	わんちゃん読書会	犬へ本を読み聞かせることで心の成長を促します	小学生
3月7日 金	犬猫とのふれあい体験(高齢者向け)	犬猫とのふれあいを通じた安らぎ、癒しを体験	65歳以上の方
3月9日 日	獣医師の世界を体験しよう (人と共に生きてきた馬について)	馬が人の暮らしとどのように関わっているのかを学びます	小学生
3月16日 日	犬とともだちになろう	犬と接しながら犬の気持ちについて学びます	小学生
3月21日 金	楽しくしつけを学ぼう ドッグスポーツにチャレンジ!	音楽に合わせて犬と動くドッグダンスにチャレンジ 初めての方でもしつけを学びながら楽しく参加できます	飼い主

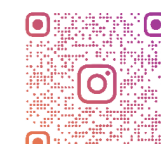
問合せ先

こうべ動物共生センター

〒651-1106 神戸市北区しあわせの村1番21号
電話：078-747-3061 FAX：078-747-3062
メール：info@kobe-chai.jp

Instagram

センター長が共生センターの
日常を発信!



KOBEC.H.A.I

令和5年度

神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況報告

目次

1	はじめに	P. 1
2	神戸市人と猫との共生推進協議会（第9条）	
	（1）協議会の目的と役割	P. 2
	（2）協議会の構成団体と概要	P. 2
3	神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況	
	（1）定例会議の開催	P. 4
	（2）野良猫の繁殖制限事業	P. 4
	（3）野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言	P. 6
	（4）神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの策定	P. 6
	（5）本市との連携	P. 7
	（6）その他必要と認める事業	P. 8
4	その他参考事項	
	（1）神戸市における猫の殺処分について	P. 9
	（2）協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ	P. 10
5	神戸市人と猫との共生に関する条例	P. 12

1 はじめに

「神戸市人と猫との共生に関する条例（平成29年4月1日施行）」第11条に基づき、令和5年度に実施した協議会の事業の実施状況を報告する。

2 神戸市人と猫との共生推進協議会（条例第9条）

（1）協議会の目的と役割

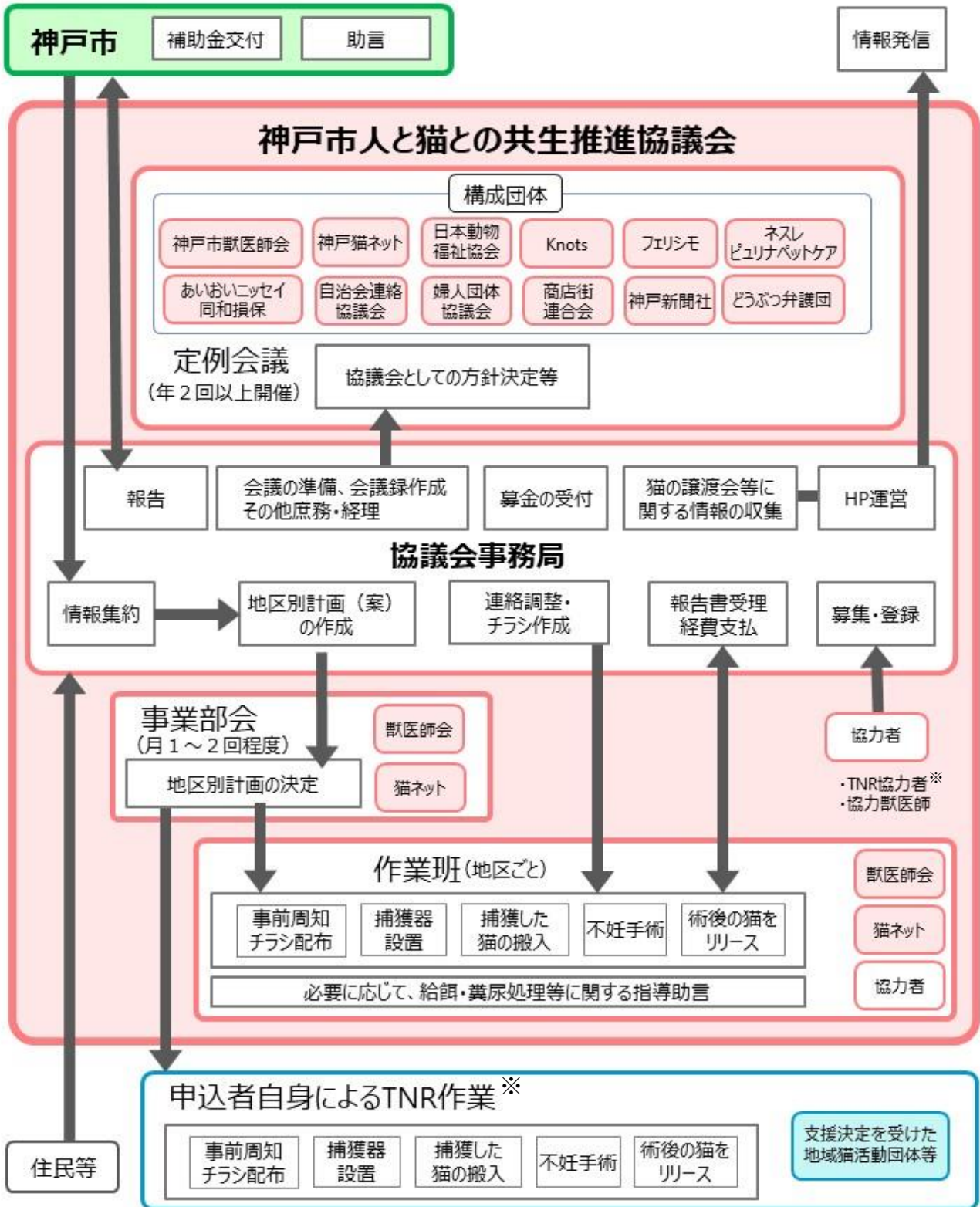
条例第9条では、「獣医師が組織する団体，共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会を組織する」としており、条例に基づきこの協議会が組織され、条例の目的である人と猫が共生する社会を目指し、野良猫の繁殖制限、野良猫への給餌及び糞尿の処理に関する指導・助言、猫の譲渡の推進事業を行った。市は協議会に協力し、必要な支援や助言を行った。

（2）協議会の構成団体と概要

構成団体（令和6年3月31日時点）

(公社) 神戸市獣医師会	神戸市自治会連絡協議会
(公社) 日本動物福祉協会	(一社) 神戸市婦人団体協議会
(公社) Knots	神戸市商店街連合会
(NPO) 神戸猫ネット	(株) フェリシモ
(株) 神戸新聞社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
ネスレ日本(株) ネスレ ピュリナ ペットケア	(NPO) どうぶつ弁護団

神戸市人と猫との共生推進協議会の概要



※TNR：野良猫の繁殖制限の手法を示したもので、「捕獲 (Trap)」、「手術 (Neuter)」、「元の場所に戻す (Return)」の略。詳細については11ページを参照。

3 神戸市人と猫との共生推進協議会の事業実施状況

(1) 定例会議の開催

協議会は規約に基づき、協議会の事業及び収支、規約や構成団体の加入・退会に関すること等を審議、決定するために定例会議を開催することとしており、令和5年度は計3回開催した。

<開催日及び主な審議事項>

- 令和5年度 第1回：令和5年5月15日（月曜）
 - ・ 令和4年度事業報告及び決算報告
 - ・ 令和5年度事業計画案及び予算案
 - ・ NPO 法人どうぶつ弁護団加入
- 令和5年度 第2回：令和5年11月20日（月曜）
 - ・ 繁殖制限事業の実施状況報告
- 令和5年度 第3回：令和6年3月28日（木曜）
 - ・ 繁殖制限事業の実施状況報告
 - ・ 令和6年度事業計画案



<第3回定例会議の様子>

(2) 野良猫の繁殖制限事業

野良猫の繁殖制限に関する要望が寄せられた地域について、獣医師等の専門家の助言を得て、一定区域内の野良猫の不妊去勢手術を計画的・集中的に実施していくことにより、効果的な繁殖抑制に取り組んだ。繁殖制限対策区域の選定においても、野良猫繁殖制限事業選定マニュアルを策定し、猫の生態や行動範囲を踏まえて科学的な見地から区域を決定することとしている。事業部会が繁殖制限対策区域及び地区別計画を策定した上で、区域内の野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を実施した。

令和5年度は繁殖制限対策区域を342地域選定し、合計1,875匹の野良猫の繁殖制限を行った。

○ 事業部会の開催

協議会は規約に基づき事業部会を置き、野良猫の繁殖制限等の事業を実施することとしており、令和5年度は会議を計12回開催し、野良猫の繁殖制限対策区域の選定・支援決定等を行った。神戸市は事業部会の会議へオブザーバーとして出席し、助言等を行った。

<協力者>

協議会規約に基づき、協議会が実施する野良猫の繁殖制限事業等に協力可能な共生推進活動団体等は「協力者」として協議会に参画することができる。不妊去勢手術を行う協力者を「協力獣医師」として、繁殖制限事業に係る調査・周知・捕獲等を行う協力者を「TNR協力者」として常時募集している。

令和6年3月31日時点で、協議会規約に基づく協力獣医師が動物病院数ベースで45病院、TNR協力者が6団体・個人2名、その他の協力者が1団体となっている。

令和5年度 野良猫繁殖制限事業実施結果

< 区別手術数 >

内訳	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
合計	167	33	129	131	190	286	107	501	331	1,875 匹

< 月別、雌雄別 >

月	雄	雌	合計
令和5年4月	73	66	139
5月	62	43	105
6月	79	91	170
7月	65	72	137
8月	71	75	146
9月	137	147	284
10月	86	107	193
11月	102	93	195
12月	60	66	126
令和6年1月	67	65	132
2月	62	71	133
3月	60	55	115
計	924 匹	951 匹	1,875 匹

< 年度別 >

年度	総手術数
平成29年度	2,051 匹
平成30年度	1,844 匹
令和元年度	2,093 匹
令和2年度	2,186 匹
令和3年度	2,117 匹
令和4年度	1,929 匹
令和5年度	1,875 匹
合計	14,095 匹

(3) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言

繁殖制限対策区域における事前調査時等に、不適切な給餌者を発見した場合、当該給餌者に対し指導・助言を行った。また、市としても、衛生監視事務所による指導に加えて、令和3年6月より民間事業者に委託して、深夜や早朝のパトロールを実施する等、指導体制を強化している（令和5年度の委託による夜間・早朝等の監視実績：58件）。

<主な事項>

- ・ エサを放置するいわゆる置きエサを行う給餌者に対し、必要な量だけを与え、猫が食べ終わった残りのエサは片付けるよう指導
- ・ 可能な限り、野良猫の糞の片付けを行うよう指導
- ・ 地域の理解のもとで野良猫の適正管理を行う地域猫活動について説明し、所管の衛生監視事務所に相談するよう勧奨

(4) 神戸市人と猫との共生に関するガイドラインの配布

令和元年3月に、猫に関わる全ての人たちがそれぞれの立場ですべきことをまとめたガイドラインを協議会と市が連携協力し策定した。また、令和3年10月には「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に併せてガイドラインの改訂を行い、神戸市ホームページ上で公開している。さらに、ガイドラインの概要をA4判にまとめた「概要版」や、野良猫に焦点を当てた「野良猫版」を別途作成し、ガイドラインの普及啓発を進めている。令和6年3月現在、ガイドライン、概要版及び野良猫版を累計で21,500部配布している。



ガイドライン



概要版



野良猫版

(5) 本市との連携

○ 地域猫活動の推進

拡充

野良猫の数だけでなく、野良猫に起因するトラブルを減らすために、適切に猫を管理する「地域猫活動」を推進することで、地域での人と猫との共生を目指している。

本市では一定の条件を満たす団体を地域猫活動団体として登録を行っており、責任をもって地域猫活動を行う証として腕章を交付した。令和5年度の登録団体数は **75 団体** であった。地域猫活動登録団体へは、1年に1度、活動状況について市に報告*をお願いしている

令和5年度からは、地域猫活動団体の負担を軽減するため、不妊去勢手術のための捕獲の際に使用する餌について支給を開始している。

また、地域猫活動を始めるには地域の理解が不可欠であることから、地域猫活動団体自身が活動のことを地域に説明しやすくなるようなリーフレットを市が作成し、市ホームページに掲載している。今後もリーフレットの活用も含め、市と連携しながら、地域猫活動団体が地域や地域団体の理解を得られやすくなるような支援を行っていく。

さらに、令和6年度からは、地域猫活動団体の負担軽減のため、団体登録を継続する場合は地域の自治会長等の承認を省略できるようにしたほか、年に一度の活動状況報告の内容について大幅に簡略化する等、地域猫活動団体が活動を継続していただきやすいような体制づくりに努めている。



地域猫活動リーフレット



地域猫活動に関する
地域への説明用
リーフレット



地域猫登録団体腕章



地域猫登録団体ビブス

拡充

○ 猫の室内飼い・飼い主のいない猫への餌やりマナーの啓発

外飼いの猫や野良猫によるフンや鳴き声に関する苦情は、令和5年度に283件寄せられており、未だに猫に関するトラブルが発生している。

飼い猫については、国の基準において室内飼育に努めることとされており、市においても、ホームページやガイドライン等で室内飼育の周知を図ってきたが、より多くの市民に周知するため、猫の室内飼いの啓発ポスターを作成した。

また、野良猫への無責任な餌やりについても、ポスター等での周知や、高齢者を活用したパトロールを実施しているが、新たに地域のマナー啓発活動に使用できるような看板を作成した。

これら啓発資材を活用し、猫の適正飼養等について一層の啓発に努めることで、人と猫とが共生する社会の実現を目指す。



(6) その他必要と認める事業

新規

○ TNR 実務者・地域猫活動団体向け研修会の開催

令和5年10月8日（日曜）に、中央区文化センターにて、公益社団法人神戸市獣医師会と共催で「動物をめぐる問題と法律について」をテーマに研修会を開催した。

講師として構成団体であるNPO法人どうぶつ弁護士会所属の弁護士2名を迎え、野良猫への餌やりに関するトラブル、動物虐待、多頭飼育崩壊に対する法律的な観点や、動物愛護法改正等について話をいただいた。

当日は75名の参加があり、猫に関するトラブル等についての質問が数多く寄せられた。



○ 自治会との懇談会の実施

令和5年4月19日（水曜）に北区有馬町で、令和6年1月14日（日曜）に垂水区神和台で、それぞれ自治会を対象にした懇談会を開催した。懇談会では、地域の方と、地域で地域猫活動をしている方やしたいと考えている方に出席いただき、地域で地域猫活動が理解され、円滑に行われるよう、地域猫活動の意義や条例の趣旨等について説明した。

4 その他参考事項

(1) 神戸市における猫の殺処分について

協議会のさまざまな取組みを実施した結果、本市の猫の引取り数及び殺処分数の推移は下記のとおりとなっており、猫（特に子猫）の引取り・収容数が大きく減少している。

条例施行前と令和5年度での猫の殺処分率等の比較

	平成28年度	令和5年度
子猫の引取り数	512	116
猫の譲渡率	27.8%	76.9%
猫の殺処分率	70.1%	23.1%

年度別統計（猫のみ）

年度	引取・収容数	(仔猫再掲)	譲渡数	譲渡率	殺処分数	(仔猫再掲)	殺処分率
平成24	1,406	(1,250)	13	0.9%	1,393	(1,182)	99.1%
25	1,264	(1,136)	29	2.3%	1,230	(1,110)	97.3%
26	668	(638)	53	7.9%	615	(597)	92.1%
27	768	(694)	91	11.8%	673	(609)	87.6%
28	579	(512)	161	27.8%	406	(347)	70.1%
29	609	(441)	237	38.9%	351	(246)	57.6%
30	509	(368)	298	58.5%	225	(118)	44.2%
令和元	350	(271)	237	67.7%	103	(67)	29.4%
2	253	(183)	181	71.5%	95	(50)	37.5%
3	171	(112)	101	59.1%	62	(27)	36.3%
4	178	(99)	113	63.5%	51	(8)	28.7%
5	182	(116)	140	76.9%	42	(9)	23.1%

各政令市の猫の殺処分状況

	令和2年度	引取・収容	殺処分	殺処分率
1	相模原市	111	1	1%
2	岡山市	57	1	2%
3	札幌市	569	19	3%
4	広島市	180	10	6%
5	熊本市	63	4	6%
6	千葉市	197	21	11%
7	川崎市	280	42	15%
8	名古屋市	977	176	18%
9	浜松市	364	82	23%
10	仙台市	236	57	24%
11	北九州市	224	57	25%
12	さいたま市	57	15	26%
13	新潟市	460	133	29%
14	横浜市	595	210	35%
15	神戸市	253	95	38%
16	大阪市	527	238	45%
17	静岡市	495	241	49%
18	堺市	175	105	60%
19	福岡市	309	193	62%
20	京都市	698	490	70%
	全国	6,827	2,190	32%

	令和3年度	引取・収容	殺処分	殺処分率
1	相模原市	89	0	0%
2	浜松市	280	17	6%
3	札幌市	351	25	7%
4	岡山市	37	3	8%
5	熊本市	93	9	10%
6	名古屋市	851	94	11%
7	川崎市	216	25	12%
8	北九州市	141	17	12%
9	千葉市	221	27	12%
10	広島市	287	38	13%
11	新潟市	322	73	23%
12	さいたま市	60	16	27%
13	仙台市	185	52	28%
14	横浜市	398	118	30%
15	静岡市	472	148	31%
16	神戸市	171	62	36%
17	大阪市	329	127	39%
18	福岡市	302	126	42%
19	京都市	561	404	72%
20	堺市	108	94	87%
	全国	5,474	1,475	27%

	令和4年度	引取・収容	殺処分	殺処分率
1	相模原市	158	1	1%
2	さいたま市	54	1	2%
3	浜松市	229	11	5%
4	札幌市	397	21	5%
5	川崎市	120	8	7%
6	熊本市	137	10	7%
7	新潟市	272	20	7%
8	岡山市	45	4	9%
9	名古屋市	827	77	9%
10	北九州市	132	14	11%
11	仙台市	63	8	13%
12	千葉市	161	21	13%
13	静岡市	377	78	21%
14	横浜市	374	80	21%
15	神戸市	178	51	29%
16	広島市	121	40	33%
17	大阪市	204	79	39%
18	福岡市	281	178	63%
19	京都市	515	363	70%
20	堺市	82	81	99%
	全国	4,727	1,146	24%

(2) 協議会が行う野良猫の繁殖制限事業の流れ

地域における支援申込および情報収集

野良猫の繁殖制限に関する要望がある市民、団体は指定の様式を用いて協議会事務局へ申し込みを行い、申し込みのあった地域について、協議会事務局は事前調査（①申請者に対するヒアリング ②当該地域における苦情の有無等を市へ照会 ③現地調査）を行う。

生物学的な見地に基づいた繁殖制限対策区域の策定

メス猫の移動可能エリアのうち、餌場等を中心とした半径 80 メートルのエリア (20,000m²の範囲) を猫の活動エリアと考え、道路、河川、鉄道等を加味して繁殖制限対策区域を策定することとしており、事前調査の結果に基づき、協議会事務局が対策区域案を策定する。



<対策区域（案）の策定>

繁殖制限対策区域ごとに、地区別計画の策定

事業部会は繁殖制限対策区域案について支援の可否を決定し、対策区域の最終設定を行い、支援を決定した繁殖制限対策区域ごとに、不妊手術対象野良猫数、受け入れ動物病院及び手術実施獣医師等を記載した地区別計画を策定する。

野良猫の不妊去勢手術の実施

不妊手術については、①事前周知 ②野良猫の捕獲 (Trap) ③手術 (Neuter) ④元の場所に戻す (Return) という手順で実施する。

野良猫の不妊去勢手術の実施 (図)

周知

神戸市人と猫との共生推進協議会

野良猫の不妊去勢手術実施のお知らせ

野良猫がこれ以上増えないように、不妊手術を行いますので、ご協力をお願いいたします。
その期間中は、野良猫にエサをあげないでください！

(わこの飼い主さんへお願い)

月日() ~ 月日()
原則飼っている猫は外に出さないでください。
(間違えて捕獲されます。)

「神戸市人と猫との共生に関する条例」では、「飼い主の責務」として、その所管を明らかにするとともに、人に迷惑をかけるない飼育方法に努めることが要求されています。ご理解のほどお願いいたします。

◆ 不妊去勢手術のながれ (TNR) ◆

1. 猫を捕獲して、動物病院に搬送します (Trap)
2. 獣医師により不妊去勢手術を実施します (Neuter)
3. 後日、元の生活場所に戻します (Return)

※手術済みの猫は、**耳先をV字にカット**しています
耳のカットは不妊去勢手術の目印！もう子猫を産むことはありません。
神戸市では、平成29年度に所有者不明の飼い猫および無所有者猫478匹を回収し、275匹 (58%) を手術済みとしています。

平成29年4月に「神戸市人と猫との共生に関する条例」が施行され、市獣医師会やNPO、地域団体による「神戸市人と猫との共生推進協議会」が設立されました。
協議会では、野良猫の繁殖抑制を効果的に行うために、対策協議を定めて、計画的に野良猫の不妊去勢手術を行っています。

飼い猫の不妊去勢を促進するためにも、飼い猫は外に出さず、迷子札をつけ、不妊手術を受けましょう。また、ペットを飼う上での責任を、徹底して果たしてください。
野良猫に餌をやる方は、糞尿やシラなどの後片付けをして、周辺を清潔に保ってください。糞尿の処理はインシテックやアグマなど野良猫動物を飼育する施設にもなります。

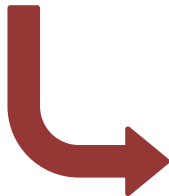
周知のためのチラシ

捕獲 (Trap)



耳に
Vカット

手術 (Neuter)



元の場所へ (Return)



5 神戸市人と猫との共生に関する条例

平成 28 年 12 月 20 日
条例第 22 号

今日、都市化の進展や核家族化、少子高齢化を背景に、人の生活におけるペットの重要性は高まっています。その一方で、飼育放棄された飼い猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こしているほか、野良猫への無責任な給餌が住民間のトラブルの原因となっています。また、市に引き取られ殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫であるのが現状です。

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)では、都道府県知事や指定都市市長等は、引取りを行った猫等について、殺処分がなくなることを目指した取組に努めるよう定められています。神戸市では、環境省の推進する地域猫活動への支援を強化し、地域の苦情の低減と猫の引取り数の削減を目指すとともに、引取りを行った猫については譲渡事業に取り組み、殺処分の低減を目指しています。しかし、地域猫活動に取り組む団体が存在しない地域では活動が進まないなどの課題があり、計画的、効果的に野良猫の繁殖制限を行うには、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮して取り組んでいくことが重要です。

野良猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぎ、猫の殺処분을なくしていくため、市や飼い主の責務を定めるとともに、市、市民、獣医師が組織する団体、地域猫活動に取り組む団体等が一体となって取組を行うことにより、人と猫が共生する社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、野良猫の繁殖制限及び猫の譲渡の推進に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、猫の殺処분을なくし、もって人と猫が共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 所有者又は占有者のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解の下に、野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理など当該野良猫の管理を行うことをいう。
- (3) 野良猫の繁殖制限 野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、一定区域内の野良猫を対象に不妊去勢手術を施した上で、当該区域に戻すことをいう。
- (4) 飼い主 猫の所有者又は占有者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 地域猫活動及び野良猫の繁殖制限に関する事業への支援を行い、並びに猫の譲渡の推進に関する事業を実施し、並びにこれらの事業等に関する普及啓発を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(飼い主の責務)

第 4 条 飼い主は、その所有し、又は占有する猫がその命を終えるまで適切に飼養し、当該猫が自己の所有に係るものであるときはこれを明らかにするための措置を講じ、及び適正に飼養し、又は保管することにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(獣医師が組織する団体の役割)

第 5 条 獣医師が組織する団体は、市及び飼い主が前 2 条に定める責務を果たすために必要な支援、協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めるものとする。

(共生推進活動団体等の役割)

第 6 条 猫の譲渡活動、地域猫活動その他人と猫との共生の推進に関する活動を実施し、又はこれらの活動を支援する団体又は個人であって、この条例の趣旨に賛同するもの(以下「共生推進活動団体等」という。)は、必要な活動を実施し、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物取扱業者の役割)

第 7 条 動物取扱業者(法第 12 条第 1 項第 3 号の第一種動物取扱業者又は法第 24 条の 3 第 1 項の第二種動物取扱業者をいう。)は、猫の販売又は譲渡しを行うに当たり、当該猫の適正な飼養又は保管の方法について必要な説明を行い、理解を得るとともに、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第 8 条 市民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、この条例の目的を達成するために実施される施策、事業及び活動に協力するとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないように猫の適正な取扱いに努めるものとする。

(協議会)

第 9 条 獣医師が組織する団体、共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち、相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は、市の協力の下に、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として、神戸市人と猫との共生推進協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、市と連携して、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域猫活動への支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- (2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- (3) 猫の譲渡の推進に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

3 協議会の組織及び事業の実施に関し必要な事項は、協議会が定める。

4 協議会は、事業の実施状況を公表するとともに、市に報告するものとする。

5 市は、協議会に対し、この条例の目的を達成するために必要な支援及び助言を行う。

(財政上の措置)

第 10 条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 11 条 市長は、毎年度、協議会の事業の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。